

日本リウマチ学会専門医資格維持申請手続き（2026年度更新対象者）

2026年度日本リウマチ学会専門医資格維持申請手続きにつきまして、下記のとおりご案内申し上げます。内容をご確認のうえ、期限までにお手続きくださいますようお願いいたします。

1. 提出書類

本会ウェブサイト(<https://www.ryumachi-jp.com/member/specialist/senmoni/>)をご確認ください。

更新書類一式は下記「専門医更新者」の表示からダウンロード



提出期限：2026年11月末日（消印有効）

※2005年3月1日以前に専門医資格を取得された方も単位の提出は必須です。

提出書類一覧

(1) 【資格維持申請書】※必須

関連基本領域学会記入欄には基本領域学会の専門医・認定医の取得年月日をご記載ください。

※日本内科学会、日本整形外科学会、日本小児科学会、日本皮膚科学会、日本リハビリテーション医学会等

(2) 【専門医手帳】※必須（専門医手帳で管理されている方）

参加証、取得単位証明書等（コピー可）を添付した自己管理分をご提出ください。

※認定開始年2022年3月1日～2027年2月28日までに取得された単位

※紛失された場合には参加証・取得単位証明書等をクリアファイル等でまとめてご送付ください。

専門医手帳の再発行手続は不要です。

※手帳に添付する各種証明書類につきましては専門医手帳の各項目の（注）をご参照ください。

※専門医手帳に証明印がある場合は証明書の添付は不要です。

(3) 【取得単位一覧表】※必須（アプリで管理されている方）

アプリ（単位管理システム）で管理をされている単位がある場合は一覧表を必ず出力し、ご提出ください。

※一覧表の出力方法については、以下、本会ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.ryumachi-jp.com/member/jcr-appli/>

(4) 【専門医手帳】と【取得単位一覧表】※必須（専門医手帳とアプリで管理されている方）

※アプリ（単位管理システム）で単位が承認され、専門医手帳にも同じ研修会等の証明印がある

場合、2重申請となりますので手帳の該当押印箇所を二重線等で削除してからご提出ください。

(5) 【証明書類】

延長申請を希望される場合のみご用意ください。

◇申請書送付先

〒105-0013

東京都港区浜松町 2-9-6 浜松町エムプレスビル 3 階

一般社団法人 日本リウマチ学会 専門医資格認定委員会 宛

表面に「専門医資格維持申請書 在中」とご記載のうえ、ご送付ください。

- 保留、延長、辞退の申請の場合、**資格維持申請書のみ、締切まで**にご送付ください。
その場合、専門医手帳、取得単位一覧の提出は不要です。
- **単位の取得が困難な場合**は単位不足の旨ご記載の上、既に取得されている単位証明書類（参加証等）を締切までにご提出いただき、2027 年 2 月中旬までに追加の証明書をご送付ください。
- **単位について**
 - ✓ 2015 年度より必須研修項目の単位が必要となっています。詳細は専門医資格維持施行細則*¹をご参照ください。
 - ✓ 関連学会の学術集会への出席単位（3 単位/回）は本会のみ認められます（地方会は不可）。
※ただし、日本整形外科学会基礎学術集会、日本リハビリテーション医学会春・秋学術集会、日本アレルギー学会春・秋学術集会は可

2. 症例報告書

3 回以上更新されていますので**症例報告書の提出は不要**です。

※よくある質問については、以下本会ウェブサイトに掲載しておりますのでご参照ください。

<https://www.ryumachi-jp.com/member/specialist/.qa2/>

3. 更新料

更新料は振込用紙でお支払いください。（専門医更新料：1 万円）

※お支払後の振込用紙控えの提出は不要です。

※保留、延長、辞退の場合は、更新料のお支払いは不要です。

4. 専門医の更新保留・延長・辞退について

※指導医資格をお持ちの場合、専門医を保留/延長/辞退すると指導医も保留/延長/辞退となります。

● 保留

認定を受けてから有効期間経過後も取得した単位数が所定の 50 単位に満たない場合、保留申請が可能です。扱いは次のとおりです。

- 1) 認定更新の保留を申し出た場合、翌年度に再申請することができる。
- 2) 保留期間は 1 年とし、保留期間中は専門医を呼称することはできない。
- 3) 保留期間の 1 年が経過後、なお 50 単位が取得できない場合は専門医の資格を喪失する。

資格喪失後に再度専門医になるためには、専門医資格認定試験を改めて受験し合格しなければならない。

- **延長**

大学院進学、海外留学または病気、出産、育児および介護等で単位の履修ができない特別な事情がある場合は、それを証明する書面を添えて認定更新の有効期間の延長を申請することができます。延長期間は最長5年までです。(認められた場合、この間は「専門医」を呼称できます)

- **申請方法**

- ・ 保留の場合・・・申請書の「保留する」に○をして11月末日までにご提出ください。
- ・ 延長の場合・・・申請書の「延長する」に○をして「理由」と「希望する延長期間」を記入し証明書類を添えて11月末日までにご提出ください。
 《証明書類》出産・育児：母子手帳、マイナンバーカード（表面）の写し
 留学 ：留学証明書（留学期間が明記されているもの）
 ※留学届を提出済の場合は提出不要です
 病気 ：診断書
- ・ 辞退の場合・・・申請書の「更新しない」に○をして11月末日までにご提出ください。

5. 認定証

2027年3月中に送付予定です。専門医手帳の発行・送付はありません。
ご希望される場合には、別途事務局までお知らせください。

6. 認定日

2025年度認定者から順次4月1日といたします。
詳細は、専門医資格維持施行細則*¹をご確認ください。

【お問い合わせ】

一般社団法人 日本リウマチ学会

E-mail : gakkaim@ryumachi-jp.com